

教 職 第 6 2 5 3 号
令和4年（2022年）3月23日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之
北海道教育庁教職員局福利課長 井 川 智

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」の取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係 〕

【写】

教 職 第 6 2 5 3 号
令和4年（2022年）3月23日

各道立学校長 様

教 育 部 長

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」の取組について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第102回本部会議（3月18日開催）において、年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期における再拡大を防止するため、3月22日から4月17日までの間、「年度末、年度始めにおける『再拡大防止対策』」を実施することが決定されました。

つきましては、別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」並びに本部会議で示された再拡大防止対策について、所属職員に周知願います。

また、今後、人事異動時期を迎えるにあたり、特に次の事項に留意し、職員の感染拡大防止の取組に万全を期すようお願いします。

記

1 異動する職員において

(1) 赴任期間の延長について

赴任の取扱い等については、令和4年(2022年)3月14日付け教職第6120号で通知しているとおり新型コロナウイルス感染症に係る事由に該当する場合、着任の時期は、原則として発令の通知を受けた日から14日目まで延長することが可能であることから、状況に応じて赴任すること。

(2) 検温など体調管理の徹底について

職員のみならず、同居又は異動に帯同する家族についても「健康観察シート」等による体調管理を徹底することとし、職員や家族に発熱などの症状がある場合は、速やかに新所属に連絡するとともに、体調が回復するまでの間、自宅待機とし赴任を控えること。

(3) 儀礼的な挨拶回りなどの自粛について

関係機関・団体等への挨拶回りを控えること。

2 全職員において

歓送迎会など飲食の際の行動について

(1) 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用すること。

(2) 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控えること。

3 職場において

新規採用職員に対する感染防止対策等の周知について

(1) 採用前に本通知文の内容について、所属長等から必ず周知すること。

(2) 採用後は、各種通知文等を活用し、「感染防止対策」や「感染した際にとるべき行動」、「新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口」などについて周知徹底を図ること。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。